

入札公告

平成23年12月 1日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

ワイヤロープ疲労試験機 一式の購入

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の製造」又は「物品の販売」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札説明会の日時、場所

日時：平成23年12月 9日（金） 13時30分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

入札説明会に参加する場合は、当研究所総務課経理第一係へ平成23年12月8日（木）午後5時までに連絡をすること。

TEL：042-491-4512 FAX：042-491-7846

4 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成23年12月20日（火） 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成23年12月14日（水） 17時00分まで

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

電話：042-491-4512 FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成23年12月16日（金）までに回答する。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1 競争に付するもの

ワイヤロープ疲労試験機 一式の購入

2 業務の内容・規格・数量

仕様書のとおり

3 納入期限及び場所

期限 平成24年 3月15日

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

材料・新技術実験棟1階 500トン実験室

4 支払条件

物品納入の確認をもって支払うものとする。

5 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
- (3) 入札書の形式は別紙様式1とする。
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、別紙様式2の委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

6 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類を平成23年12月19日（月）までに提出しなければならない。

7 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせして下さい。

電話 042-491-4512 榎木（かぶらぎ）、水落

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「ワイヤロープ疲労試験機 一式」

2 金 額 ￥ — (税抜)

上記のとおり入札いたします。

平成23年12月20日

入札者 住 所
社 会 名
代 表 者 名
代 理 人 名

印
印

委 任 状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「ワイヤロープ疲労試験機 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

ワイヤロープ疲労試験機 仕様書

1. 設置場所

東京都清瀬市梅園 1-4-6

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 材料新技術棟 1F 500 トン実験室

2. 種目

(1) 疲労試験機本体

- | | |
|------------|----|
| 1) ロードフレーム | 一式 |
| 2) アクチュエータ | 一式 |
| 3) ロードセル | 一式 |

(2) 疲労試験機用制御装置

- | | |
|-----------|----|
| 1) コントローラ | 一式 |
| 2) 操作パネル | 一式 |

3. 適用条項

納入設置に当たっては、次の内容を適用すること。

- (1) 付帯工事等が必要となった場合は、本仕様書によるほか、国土交通省官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書 平成22年版（電気設備工事編）」及び電気通信事業法「電気設備に関する技術基準を定める省令」、JIS、JEM、JEC等に準拠し、監督員の指示に従い完全に施工する。
- (2) 本件に係る材料及び機器類は全て新品で、関係法規の適用を受けているものはこれに適合し、形式認定済みのものを使用する。なお、使用する機器類は契約後、速やかに選定し、製作承認図または見本を提出し、監督員の承認を受けること。

4. 共通仕様

本システムの機器は下記の仕様を満たすこと。

・ 周囲環境条件

下記の周囲環境条件において、各機器仕様の機能及び性能を満たすこと。

- (1) 周囲温度 10℃ ～ 40℃
- (2) 周囲湿度 20% ～ 80% (相対湿度、結露なし)

・ 電気的特性

本設備は、下記に示す電気的条件を満たすこと。

- (1) 電源電圧 50Hz、単相 AC100±10 V で誤動作を起こさないこと。
- (2) 静電気による放電によって装置が容易に誤動作を起こさないこと。
- (3) 停電時に損傷しないこと。

5. 詳細仕様

5.1 総合仕様

- ・試験荷重容量は±250kN以上とすること。
- ・試験負荷部の可動範囲は±75mm以上とすること。
- ・次の国際規格に完全に適合するものとすること。
 - (1) ISO 7500-1 (0.5級)
 - (2) ASTM E4 (0.5級)
 - (3) EN 10002 Part 2 (0.5級)
 - (4) JIS B7721, B7733 (0.5級)
- ・荷重測定精度はロードセル容量の±0.005%、又は、指示値の±0.5%のどちらか大きい方の値以内とし、前項の国際規格を満たすこと。
- ・動的荷重測定精度は、100Hzまで±0.5%以下とすること。(ASTM E467、又は、ISO 4965に準拠した測定法による)
- ・位置精度はトランスデューサフルスケールの±0.5%以内であること。

5.2 疲労試験機本体

5.2.1 ロードフレーム

- ・荷重容量は±250kN以上であり、剛性は1000kN/mm以上であること。
- ・クロスヘッドにアクチュエータを装着できる構造とすること。
- ・ロードフレームベースには、T溝定盤を備えること。
- ・T溝定盤の寸法は奥行き2000mm以上とすること。
- ・T溝定盤にはM20ナット用T溝を4本(4スロット)備えること。
- ・試験空間幅方向の支柱間距離は650mm以上とすること。
- ・クロスヘッド下面からT溝定盤上面までの試験空間高さは2350mm以上とすること。
- ・クロスヘッドは油圧による固定方式であり、油圧シリンダーによる昇降ができる構造であること。

5.2.2 アクチュエータ

- ・荷重容量は±250kN以上であり、ストロークは±75mm以上であること。
- ・アクチュエータの軸受けは流体静圧軸受方式であること。
- ・アクチュエータ位置の粗調・微調は一体型で片手操作が可能なりモートハンドセットにより行うことができること。

5.2.3 ロードセル

- ・荷重容量は±250kNとし、アクチュエータ先端に装着すること。
- ・ロードセル軸心中央部に加速度計を内蔵し、試験中にリアルタイムで加速度補正が行える機能を有すること。
- ・ロードセルと一体のコネクタ部に自動認識、自動校正を担う回路を内蔵させること。(ケーブル等ロードセル本体より取り外し可能なものは不可とする)
- ・許容過負荷は定格の300%以上であること。
- ・ヒステリシスは定格の±0.1%以内であり、非直線性は定格の1/100まで指示値の±0.25%以内であること。
- ・疲労寿命は定格範囲内に於いて 10^9 サイクル以上であること。
- ・温度補償範囲は0～50℃であること。

5.3 疲労試験機用制御装置

- ・制御装置はコントローラ本体と別体式の操作パネルから構成されたものであること。

5.3.1 コントローラ

- ・疲労試験は荷重制御と変位(位置)の完全デジタル制御が可能であること。
- ・波形制御については次の通りであること。
 - (1) 試験波形はサイン波、三角波、矩形波、ハーバーサイン波、ハーバー三角波、ハーバー矩形波、台形波、ランプ波、が可能であること。
 - (2) 波形分解能は32bit以上あること。
 - (3) 波形周波数は1kHzまで設定可能であること。
 - (4) 周波数の精度は設定値の0.01%以下であること。
- ・データサンプリングの内部処理については次の通りであること。
 - (1) データサンプリングのレンジは切り換え不要のレンジレスとすること。
 - (2) データサンプリングの速度は5kHz以上であること。
 - (3) データサンプリングの分解能は32bit以上であること。
- ・リミッタについては次の通りであること。
 - (1) 荷重および変位制御で動作可能なリミッタを備えること。
 - (2) リミッタは別体式の操作パネルから設定可能であること。
 - (3) リミッタの速度は1kHz以上であること。
 - (4) リミッタの分解能は32bit以上であること。
- ・外部入出力については次の通りであること。
 - (1) デジタル論理回路入力ポートを4個以上備えること。
 - (2) デジタル論理回路出力ポートを4個以上備えること。
 - (3) アナログ入力ポート(最大10V)を1個以上備えること。
 - (4) アナログ出力ポート(最大10V)を4個以上備えること。

5.3.2 操作パネル

・操作パネルについては次の通りであること。

- (1) テンキーとジョグダイヤルにより、荷重・変位制御および試験条件の設定が可能であること。
- (2) 試験中の荷重および変位のトラック、最大値、最小値、平均値、振幅を国際単位系の SI 単位系で表示することが可能であること。
- (3) 試験サイクル数、あるいはセグメント数の表示、リセットが可能であること。
- (4) 荷重および変位等、各チャンネルのリミット設定、解除が可能であること。
- (5) 試験の開始、終了、一時停止、再開が可能であること。
- (6) 総繰返し数と、一時停止後の繰返し数が表示可能であること。
- (7) 制御定数の設定が可能であること。
- (8) センサー接続チャンネルの校正、バランスの設定が可能であること。
- (9) 停止した状態における変位および荷重値を維持したままショックレスに制御モードの移行が可能であること。
- (10) 試験片保護機能の ON、OFF 操作が可能であること。

5.3.3 負荷用油圧系機器

- ・負荷用油圧については、既存の油圧源より油圧マニホールドを介し供給すること。
- ・既存の油圧源を改造することなく、油温（高温側・低温側）、油量、圧力（高圧側・低圧側）、過電流、および外部信号により、安全に停止するインターロック機能を有すること。

以 上